

第5 第一次入学者選抜

[募集人員と選抜の資料等]

募集人員		各学校の入学定員から推薦入試合格内定者数を減じた数
選抜の資料	調査書	○
	学力検査	○
	適性検査	△
	面接	△
出願期間		2月9日(金)～2月16日(金)
志願変更期間		2月19日(月)～2月22日(木)
検査日程	学力検査	3月6日(火)
	適性検査	3月6日(火)・3月7日(水)
	面接	
合格者発表		3月9日(金)

(注) ○ 資料とする又は実施する。 △ 必要に応じて実施する。

1 募 集

- (1) 募集人員は、各学校の入学定員から推薦入試合格内定者数を減じた数（大分豊府高等学校及び爽風館高等学校は別に定める）とし、**平成30年2月7日(水)**に県教育委員会において発表するものとする。
- (2) 職業に関する同一大学科内及び普通科と普通教科系の専門学科との間においては、二つ以上の学科をくくって募集することができるものとするが、このくくり募集を実施する高等学校、学科については、別に定めるところによる。

2 出 願

- (1) 出願は1校（併設定時制及び分校は1校とみなす）・1部・1学科に限るものとする。
- (2) 推薦入試に合格が内定した者は、一次入試に出願することはできない。
- (3) くくり募集をする学科は、一つの学科とみなして志願すること。
- (4) 二つ以上の学科が設置されている高等学校においては、選抜の資料を満たす範囲で第2志望を認める。ただし、爽風館高等学校においては、学科間及びI部、II部、III部の間で第3志望まで認める。

3 願書等提出期間

平成30年2月9日(金)～平成30年2月16日(金)

- ・ 受付は午前9時から午後4時までとする。ただし、提出最終日は午前9時から正午までとする。
- ・ 郵送の場合は「書留」とし、提出期間内に**必着**のこと。

4 出 願 手 続

- (1) 志願者の行う手続

志願者は、次の表に示す関係書類を在籍又は出身中学校長を経て、提出期間内に志願先の高等学校長に提出しなければならない。

第一次入学者選抜入学願書 (様式7号)	志願者全員
入 学 考 査 料	志願者全員 ただし、推薦入試出願者を除く (p. 2 参照)
大分県立高等学校入学志願許可書 (様式11号の3)	県外から本県の全日制課程及び爽風館高等学校 (Ⅲ部のみを志願する者を除く) を志願する者
志 願 承 諾 書	高等専門学校、高等学校に在籍のまま志願する者

(2) 中学校長の行う手続

- ① 中学校長は、(1)の志願者の提出種類を提出期間（2月9日～2月16日）内に公文書（様式14号）をもって、志願先の高等学校長に提出するものとする。
- ② 中学校長は、次の表に示す書類を作成し、提出期間内に公文書（様式13号及び様式14号）をもって、それぞれの提出先に提出するものとする。

提 出 先	提 出 書 類	提 出 期 間	備 考
高 等 学 校 長	調 査 書 (様式9号) 教科学習成績一覧表 (様式10号)	2月9日(金) 午前9時 ～	教科学習成績一覧表は、 過年度卒業者及び県外 中学校(隣接中学校を除く) からの志願者については 提出不要である。
高 校 教 育 課 長	教科学習成績一覧表 (様式10号)	2月16日(金) 正 午	

- 中学校長は、やむを得ない事情で調査書等を提出できないときは、県教育委員会の指示を受けるものとする。
- 受付は午前9時から午後4時までとする。ただし、提出最終日は午前9時から正午までとする。
- 郵送の場合は「書留」とし、提出期間内に**必着**のこと。
- 推薦入試（爽風館特別入試を含む）で出願した高等学校に出願する場合は、教科学習成績一覧表の提出は不要である。
また、教科学習成績一覧表の高校教育課長あての提出については、推薦入試で提出した学校は不要である。

(3) 高等学校長の行う手続

- ① 高等学校長は、提出された出願関係書類が適正であると認めたときは、**受験票と入学考査料領収書**を志願者に交付する。
- ② 高等学校長は、必要があるときは出願書類の内容について、中学校長に説明を求めることができる。

5 志願の変更

- (1) 志願者は次の期間において、1回に限り、志願先の高等学校、分校、課程、同一校内の学科及び爽風館高等学校においては部を変更することができる。
- (2) 志願変更期間

平成30年2月19日（月） ～ 平成30年2月22日（木）

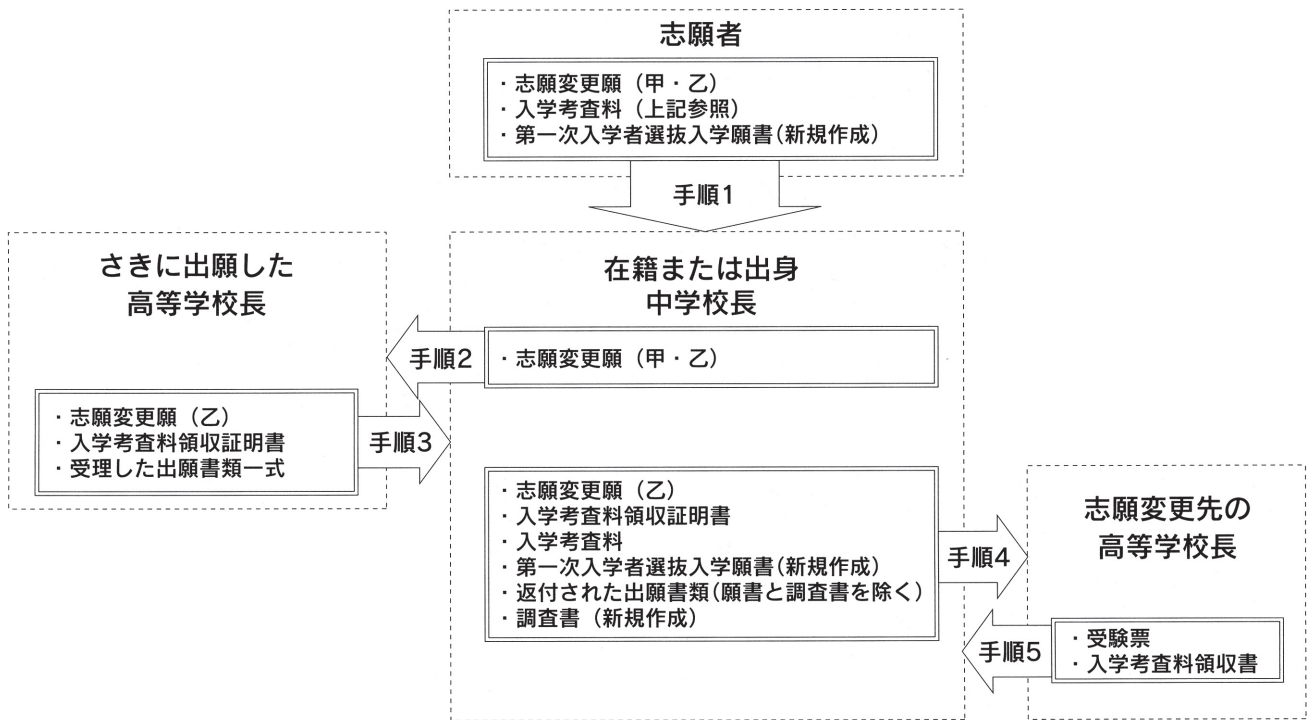
- 受付は午前9時から午後4時までとする。ただし、志願変更最終日は午前9時から正午までとする。
 - 郵送の場合は「書留」とし、志願変更期間内に**必着**のこと。
- (3) 志願変更の手続
さきに出願した高等学校からの返付書類の受取や、変更先の高等学校への書類の提出等、**実際の手続は、志願者の在籍又は出身中学校長が責任を持ってこれを行うこと。**（「志願変更手続の概要図」(p.12) 参照)
 - ① 志願者の行う手続
 - ア 志願変更を希望する者は、**志願変更願（甲・乙）**（様式12号の1・2）を、在籍又は出身中学校長を経て、さきに出願した高等学校長に提出しなければならない。
 - イ 志願者は、さきに出願した高等学校からの**返付・交付書類**及び次の表（p.12）による**入学考査料**を、在籍又は出身中学校長を経て、変更先の高等学校長に提出しなければならない。ただし、**第一次入学者選抜入学願書**（様式7号）は新たに作成すること。
 - ② 中学校長の行う手続
 - ア 中学校長は、志願者から提出された**志願変更願（甲・乙）**（様式12号の1・2）に所定事項を記入した上で、さきに出願した高等学校長に提出するものとする。
 - イ 中学校長は、志願者が新たに作成した**第一次入学者選抜入学願書**（様式7号）、さきに出願した高等学校からの**返付・交付書類**及び次の表による**入学考査料**を、変更先の高等学校長に提出するものとする。ただし、**調査書**（様式9号）は、新たに作成すること。
 - ③ さきに出願した高等学校長の行う手続
 - ア 高等学校長は、提出された**志願変更願（乙）**（様式12号の2）に所定事項を記入した上で、これを「**入学考査料領収証明書**」とともに交付する。
 - イ さきに提出された**出願書類**は全て返付する。
 - ④ 変更先の高等学校長の行う手続
高等学校長は、提出された出願関係書類が適正であると認めたときは、**受験票と入学考査料領収書**を志願者に交付する。

[入学審査料]

さきに出願した高等学校の課程	変更先の高等学校の課程	入学審査料
全 日 制 課 程	全 日 制 課 程	入学審査料領収証明書を添付すること
	定 時 制 課 程	
定 時 制 課 程	全 日 制 課 程	入学審査料領収証明書を添付するとともに 入学審査料の 差額 を納付すること
	定 時 制 課 程	入学審査料領収証明書を添付すること

一
次

《志願変更手続の概要図》



6 入学者の選抜

(1) 学力検査

- ① 問題は県教育委員会が作成する。
- ② 出題方針
 - ア 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標に則し出題する。
 - イ 各教科とも知識、技能とともに、思考力、判断力、表現力等を十分みることができるようにする。
- ③ リスニングテスト
 - ア 外国語（英語）については、リスニングテストを含める。
 - イ 聴覚に障がいのある生徒が受験する場合には、「第9 受験上の配慮について」(p.24参照)に沿って対応するものとする。
- ④ 出題教科及び配点
 - ア 出題教科は国語、社会、数学、理科、外国語（英語）とし、**3～5教科の範囲内**で学校ごとに定めるものとする。（別表2）
 - イ 各教科とも**60点満点**とする。
 - ウ 外国語で英語を履修しなかった者は、外国語（英語）の学力検査は受けなくてもよい。この場合換算点を算出して選抜の資料とする。

(2) 面接

各学校は必要に応じて面接を行うことができる。

(3) 適性検査

別府翔青高等学校グローバルコミュニケーション科、大分舞鶴高等学校理数科及び芸術緑丘高等学校音楽科・美術科については、適性検査を行うことができる。ただし、平成30年度においては、適性検査は行わない。

(4) 検査日・日程等

① 検査日及び検査内容

平成30年3月6日（火）	学力検査
平成30年3月6日（火）～平成30年3月7日（水）	面接（実施する学校のみ）

（注）平成30年度において、芸術緑丘高等学校音楽科・美術科は、一次入試を行わない。

② 学力検査日程等

	開始～終了	時間	教科
第1回	9：30～10：20	50分	理科
第2回	10：40～11：30	50分	国語
第3回	11：50～12：40	50分	外国語（英語）
第4回	13：40～14：30	50分	社会
第5回	14：50～15：40	50分	数学

- ア 学力検査を実施する教科については別表2に示す。
- イ 集合時刻等の細部については、各高等学校長が定める。
- ウ 受験者は受験票の他に、鉛筆（シャープペンシルでも可）、消しゴム、定規又は三角定規（ともに長さの目盛以外がついたものは使用できない。）及びコンパスを持参すること。
なお、時計を携帯する場合は、計算機能等が付属していないものを用意すること。
また、携帯電話等は検査場に持ち込まないこと。

(5) 検査場

検査場は、出願先高等学校（分校を含む）とする。

7 選抜の方法

各高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、次の①～③によって合格者を決定するものとする。

- ① 調査書の教科学習成績及び学力検査を実施しない教科の換算点の合計点（以下「調査書の合計点」という。）並びに学力検査成績の総合計点と調査書のその他の記載事項及び面接、適性検査を実施した場合はその結果を資料として総合的に判定する。
- ② 調査書の合計点と学力検査成績の比率は学校ごとに定める。（別表2）
- ③ 5教科を課す高等学校では、専門学科において学力検査配点の比重を変える**傾斜配点**を採用することができる。その場合の倍率は2倍を限度とする。
なお、傾斜配点を採用する教科や倍率については、学校ごとに定める。（別表2）

8 合格者の発表

推薦入試及び一次入試の合格者を合わせて、**平成30年3月9日(金)午前9時**に各高等学校（分校を含む）で発表する。